

令和3年2月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 令和3年3月8日（月） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時38分

場所 第5委員会室

出席委員 松澤正委員長
永瀬秀樹副委員長
渡辺大委員、木下高志委員、須賀敬史委員、齊藤正明委員、
杉田茂実委員、松坂喜浩委員、山根史子委員、塩野正行委員、守屋裕子委員、
浅野目義英委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]

加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、
中山貴洋産業労働部雇用労働局長、藤田努産業労働政策課長、
大熊聡商業・サービス産業支援課長、近藤一幸産業支援課長、
齊藤豊先端産業課長、秋山純企業立地課長、小貝喜海雄次世代産業幹、
大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、
澁澤幸シニア活躍推進課長、檜山志のぶウーマノミクス課長、
稲葉岳産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、
吉田雄一労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]

高柳三郎公営企業管理者、磯田和彦企業局長、鈴木柳蔵管理部長、
松永和高水道部長、高柳正行総務課長、吉田薫財務課長、
佐藤和央地域整備課長、大嶋靖之水道企画課長、清水隆水道管理課長、
鈴木喜弘主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第54号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）のうち産業労働部関係及び企業局関係	原案可決
第65号	令和2年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第66号	令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第67号	令和2年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第73号	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第74号	埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

渡辺委員

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経営支援事業費では106億円7千万円と大幅な減額となっている。家賃支援金の申請の率、利用率が低率にとどまった理由と改善すべき課題は何か。
- 2 国の申請期限が延長されたことにより、繰越明許費に5億8,800万円が計上されているが、全体における繰越しの率はどうなっているか。
- 3 就職支援訓練事業費が2億6千万円ほど減額されているが、どういう訓練を実際に受けたのか具体的なメニューを伺う。また、人気があって定員オーバーとなった訓練事業はあったのか。あったとしたら、余らせた予算をそちらに回せば、もっと有効に使えたのではないかと。定員の率、どれくらい利用されたのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 テナントへの家賃支援金では3月5日現在、申請件数は18,017件、予算上の積算では約75,000件であるので、申請率は24%となっている。交付額は、14億7,305万2千円、予算額が約114億7,300万円であるので、執行率は13%である。県制度は国の家賃支援給付金に上乗せして支給するもので、国の申請が進んでいないため、県の申請も進んでいない状況である。課題については、制度設計するとき、家賃に関するデータや、支援ノウハウが不足しており、広く調査等を行う時間があれば、もう少し正確な数字が出せたと考えている。
- 2 繰越明許費については、国が申請を延長したことに伴い、県の申請締切も延ばした。これにより、審査と支給が翌年度にずれ込むことが見込まれるため、補助金と審査に係る委託料を繰り越すものである。繰越額については、件数で説明させていただくが、3月に7,500件の申請を見込んでおり、締切間際に申請が集中する傾向があるため、それを考慮し、約8割の6,000件分の繰越しを見込み、それにかかる補助金等5億8,800万円の繰越額を設定した。

産業人材育成課長

- 3 IT関係の訓練、医療事務をはじめとする医療分野の訓練、一般的な事務、そのほか珍しいところでは造園、調理師の訓練を行っている。令和3年1月末時点のデータでは、介護分野の応募倍率は0.71、医療分野1.16、事務分野1.15、IT分野1.25、そのほかもろもろ1.12、全体で平均して1.05となっている。

渡辺委員

- 1 申請率が低率にとどまっていたとしても、支援を必要とする方々に、支援が行き届いていれば、さして問題はない。支援を必要とする人に制度は行き届いているという認識はあるのか。
- 2 IT分野の倍率が1.25、平均1.05ということだが、IT分野が1.25倍ということは、5人申請したら4人しか通っていないということでのよいのか。そうだとしたら、余らせてしまった2億6千万円を、応募が多いところにもう少し重点的に配分すべきだったのではないかと。

商業・サービス産業支援課長

1 先ほど利用率が低率にとどまった理由について、答弁漏れがあったので、説明させていただく。国では、事業者の売上が前年同月比50%以上の減収等を条件としており、県も同様の条件としている。県の申請件数の算定では、民間のリサーチ会社が実施した新型コロナウイルスに関するアンケート調査等を参考に、対象事業者数を見込んだ。同調査では、「売上が前年同月比で50%以上減少する可能性がある」と回答した事業者は約55%、県が実施した四半期経営動向調査では約48%であったので、売上が前年同月比50%以上減少する事業者を全体の約50%と見込んで積算した。しかし、その後、民間リサーチ会社の同調査で、実際に売上が半減したと回答した事業者は、7月実施の調査で、約11%、8月は9%、9月は7%、10月、11月、12月は各6%程度であり、実際に売上が50%以上減少した事業者が少なかったと見込まれるので、それが申請に結び付かなかった要因の一つと考えている。

次に、支援が行き届いたかについてであるが、事業者に制度を周知するため、様々な手段を使って広報を行ってきた。県のHPや広報誌はもちろんのこと、市町村、商工会議所、商工会、金融機関、埼玉県宅建協会、全日不動産協会等の協力の下、広く周知を行った。また、NACK5やTBSラジオのスポットCMも活用した。さらに、大規模商業施設の125か所で施設のテナントに対しチラシを配布し周知を行った。また、37市町村の広報誌にも掲載していただいた。このほか、不動産業者約300社に直接電話し、周知を行ってきた。様々な団体の協力の下、また各媒体を使って、支援が行き届くよう周知に努めてきた。

産業人材育成課長

2 新型コロナの影響の下、令和2年4月から5月にかけて緊急事態宣言が発出されたことを受け、委託訓練については中止したり、3密を回避するために1訓練当たりの定員を減らしたりして対応した結果、入校者が見込みより減少してしまった。また、この予算は雇用環境が悪化したときに対応できるように、国庫委託金を十分確保して実施しているので、減額規模が2億6千万円と非常に大きな金額となってしまった。また、IT分野の人気の高いということだが、社会全体のDX化が進んでいく中で、IT人材へのニーズが高まっていることは承知している。今年度予算より来年度予算は増やす予定である。県内のIT技術者の求人数は、厚生労働省によると令和元年度で8,940人、5年前の26年度は7,205人で、24.1%増加している。一方、令和元年度の情報処理技術者の求職者は16,820人、求人より求職が非常に多く、0.53倍と非常に狭き門になっている。これからキャリアチェンジをしようとする方は、職業訓練を受けていただくことで確かな技術・技能を身に付けていただき、着実に就職に結び付くようにしっかり支援していく。

渡辺委員

IT人材についての16,820人は求人か。

産業人材育成課長

IT業界に進みたいと思っている求職者である。IT企業による求人数は8,940人である。

渡辺委員

IT分野の倍率が1.25倍だったということ、新型コロナの影響で講座数が減少したということも分かったが、この分野の訓練ではリモートでのサービスが巷であふれかえっている。単に中止するのではなく、リモートで代替するなど、検討していただきたい。求職されている方にとっては、時間が最も重要なので、できるだけ前倒して訓練が早期に実施できるように努めてはどうか。

産業人材育成課長

昨年の緊急事態宣言期間中は、国の委託訓練実施要領でリモートでの訓練は認められていなかった。令和2年5月29日付けで実施要領が改正され、訓練の一部、具体的には訓練の80%程度が実施できるようになった。今後は、受託事業者、訓練生双方の通信環境が整っていれば、オンラインでの訓練も可能となったため、新型コロナウイルス感染症対策としても、また天災などで交通が途絶してしまった場合も利用可能となったので、オンライン訓練の活用を受託事業者に働き掛けていく。

塩野委員

- 1 家賃支援について、支援が事業者には十分に行き渡っているとは思えない。国の家賃支援は、約250万件を想定し、実際は110万件くらいの申請で想定4割程度であったと聞いている。県の申請は24%とのことで、国とのかい離がある。このことから必要な方にはほぼ行き渡ったとは考えられない。また、国では、多くの方が3分の2の支援となっている一方、県の支援は15分の1で金額的には少ない。申請においても国の給付決定通知があれば、すぐに上乘せする制度にすれば良いのに、県も同じような書類を求めているなど手続きが煩雑であった。こういったことから、県へ申請しなかった人もいないのではないかと思う。コロナ対策関連事業の減額補正106億円のうち91億円が家賃支援であり、多くの金額を減額しなければならない。来年度も支援を継続する必要がある訳なので、他県の例もしっかり分析し、結果を反映させ、支援が必要な事業者に行き渡るようにすべきではないか。
- 2 国の場合も家賃支援給付金の執行率が4割ほどで、確実に残りそうな予算を持続化給付金に組み替えている。県は、91億円が余っているが、その内の何十億円を、他の支援に組み替えてでも支援しようとは考えなかったのか。例えば、協力金の対象とならない事業者に使えないのかといった検討をしなかったのか。

商業・サービス産業支援課長

- 1 家賃支援金に関しては、家賃に関するデータや家賃支援のノウハウがない中、6月補正予算で、可能な限り情報を集め制度設計をした。国の家賃支援給付金の上乗せ支給という制度設計としたため、国に連動した形で申請が伸びていないという状況であるが、御指摘を踏まえ、今後の様々な事業者支援につなげられるよう、しっかり分析してまいりたい。
- 2 予算の組替えについてであるが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、県の家賃支援金は、国の制度と連動しているため、国の動向を見極める必要があった。11月以降もコロナウイルスの新規感染者数が高い水準で推移し、さらに、12月4日からは、飲食店に対する営業時間の短縮等を行ってきた状況であり、国の動向を注視していた。このたび、国の家賃支援給付金の制度や予算の大幅な変動等がなかったため、2月補正予算で減額することとした。国の動向が分かるまで、県としては事業期間の途中から予

算を組み替えるというのは困難であった。

塩野委員

国の申請件数が4割にとどまったのは3月、4月の一番厳しい時期が対象ではなかったということもあったと思う。100%にならないのは仕方ないとはいえ、国に比べても県の執行比率は低い。その原因は今後のために分析していただきたい。また、国は、家賃支援給付金の予算を組み替えていた。県は、家賃支援金の組替えについて検討したのか。

産業労働政策課長

検討はしたが、同じ時期に協力金の支給が必要になった。御案内のとおり協力金については、臨時交付金の協力要請推進枠で国が8割を負担するが、残りの2割については県が負担しなければならず、そこに充てる検討をしてきた。しかし、そこがこの財源で賄えることになったという経緯があり、事業化には至らなかった。

塩野委員

国は、組み替えた予算で、今日から一時支援金の受付を開始する。協力金の対象とならなかった事業者に対する支援を県としても考えるべきだったと思う。今後に向けて、必要に応じて、機動的に手を打つべきと考えるがどうか。

産業労働政策課長

委員の御指摘を胸にしっかりと刻み、今後は、具体的にどんなことができるのか、支援策を考えていきたい。

須賀委員

- 1 産業技術総合センター条例の一部改正に関して、産業技術総合センターの機器の更新時期の考え方を伺う。
- 2 使用料を設定するに当たり、費用対効果は検討しているのか。
- 3 機器の取得費用は使用料等で元がとれるものなのか。

産業支援課長

- 1 一律に何年使用したら更新という考え方はない。利用状況や企業ニーズを踏まえながら、廃止又は更新の判断を行っている。
- 2 使用料、手数料の算定に当たっては、減価償却費、維持管理費などの実費を基に設定している。
- 3 使用料、手数料で元をとることは難しいが、受託研究などセンターで独自利用することなども考えると、それなりの費用対効果はあるものと考えている。

須賀委員

広くいろいろな企業に知ってもらわないと利用率も上がらないと思う。保有する機器の周知や求められている機器についての意見聴取が必要だと思うが、どのように行っているのか。

産業支援課長

たくさんの企業にセンターを利用していただいております。例えば、企業が機器の使用や研

究のためにセンターに来た際などに直接話を聞いたり、様々な発表会等の際にアンケート調査を実施したりするなどして企業の声を聴いている。

須賀委員

中小企業にとっては、利用頻度の低い機械を導入するのは難しい。いろいろな声を聴きながら、企業の利用につながる周知を進めてもらいたい。(意見)

松坂委員

- 1 協力金については、国会で事業規模に応じた支給をするべきとの考えがある。過大な給付もあれば、焼け石に水との話もある。菅総理大臣も検討するとの発言があったが、県としての考えと、実際に対応するとした場合に可能なのか。
- 2 彩の国観光振興推進費のうち安心・安全なバスを利用した観光需要喚起促進事業の繰越明許費補正について、国のG o T oトラベル事業の一時停止もあり、やむを得ないと承知しているが、実績と事業の実施手順について伺う。

産業労働政策課長

- 1 県では、これまで一貫して休業要請と補償はセットで考えるべきと国に対して主張、要望してきた。国は協力要請に応じた事業者に対する支払は、補償ではなく協力金、言い換えれば営業時間短縮要請に応じてくださったある種のお礼としての意味合いで支給するものとしてきた。補償であれば、時短要請によって失った得べかりし利益に応じた金額を支払うのが当然との考えもある。補償でないとする中で事業規模等に応じて差を設けるとする考え方について、国が明確にすべきであるが、国からはその考え方が示されていない。国に対して基準を明確にするよう要望している。今、支払方法を変えることは事業者に混乱をきたすことになる。このまま、従来と同様の方法でやらせていただきたい。

観光課長

- 2 実績としては、台数ベースで600台の見込みに対して260台分を執行した。事業の実施手順においては、バス、旅行関係の業界団体に情報提供するとともに、小中学校の社会科見学、クラブ活動などでも活用いただけるよう、市町村を通じて幅広く呼び掛けを行い、事業の活用を促すなどして進めた。

松坂委員

事業の趣旨、業界団体への呼び掛けの考え方について再度確認したい。

観光課長

観光バスを担う事業者の需要の落ち込みが特に大きいことを踏まえ、貸切バス事業者を支援するとともに、観光関連事業者を幅広く支援することとした。実施に当たっては、貸切バスを活用したツアーは旅行業者が企画実施するものであることから、旅行会社を通じて貸切バスを使用することで県内周遊ツアーが企画実施されるスキームとし、これを幅広く周知し活用を促すため、バス、旅行関係の業界団体に情報提供を行った。

守屋委員

- 1 家賃支援金の申請は少な過ぎた。申請のハードルが高かったのではないか。例えば、

売上が50%以上減少という要件や、申請方法などが問題ではなかったか。

- 2 次世代産業支援費のうち農大跡地活用等推進事業が減額となった理由を伺う。
- 3 産業技術総合センターに機器を新たに導入することにより利用を増やすものだと思うが、利用実績を伺う。

商業・サービス産業支援課長

- 1 県への申請は、ほとんどが国に申請した書類の写しで足りるので、国に申請して給付を受けた方であれば、それほどハードルが高いものではないと認識している。申請方法についても、昨年5月に実施した支援金第2弾の交付を受けた事業者で、個人情報の利用について同意を得られた方であれば、第2弾の内容を引き継いで、申請者情報の入力や、前年に月平均売上150,000円以上ということを中心としているが、それが分かる書類、また振込先口座の写しの提出を省略できる簡易申請を導入している。また、現在、申請期限を3月31日まで延長しているが、これまで国から通知が届かないので県に申請できないという声があったため、国からの通知が遅れる場合の対応として、通知が国から届いていなくても申請を受け付け、後日、通知が届き次第、提出してもらい速やかに支給するという弾力的な運用も行っている。

次世代産業幹

- 2 主な減額理由は、農大跡地に隣接して整備予定の近未来技術の実証フィールドの用地取得関係経費を計上していたが、土地所有者との合意形成が整わず取得に至らなかったことによるものである。

産業支援課長

- 3 令和元年度の実績では、手数料収入につながる依頼試験は26,971件、使用料につながる機器開放は4,284件であった。新しい機器の導入により、リピート利用企業だけでなく、今までセンターを利用したことのない企業も含め、広く利用していただきたい。

守屋委員

- 1 農大跡地活用について、先端産業の集積という割には基本計画がまだ作られていないと思うが、いつ頃作る予定なのか。
- 2 小さい規模の企業は自社で装置を導入できないので、産業技術総合センターに機器を導入することは企業支援になる。利用の拡大に向けしっかりと周知をしていただきたいがいかがか。

次世代産業幹

- 1 農大跡地周辺地域については、来年度予算で、ロボット開発支援フィールド（仮称）及びそれを支援する拠点の整備の基本構想、基本計画の策定経費を計上している。

産業支援課長

- 2 産業技術総合センターの行う技術支援は現在も評価をいただいているところなので、今後も様々な企業に使ってもらえるよう、しっかりと周知していきたい。

木下委員

農大跡地について、未来投資促進法、地域再生計画など綿密な計画の下、Society 5.0の実現に向けて進めてきた。今回はSociety 5.0にロボットをどのように追加するかだと思うが、執行部からのアピールがないのでなかなか社会にインパクトを与えていない側面がある。日高高校による地元企業のAI化の支援や県の補助金による東京電機大学の県内初の人工衛星の開発支援などのように県民、議員に周知する努力をしてもらいたい。そうしないと何をやっているか理解することができない。周知する努力をすべきと考えるがいかがか。

次世代産業幹

委員御指摘のとおり、いろいろな経緯があって農大跡地及び周辺地域の整備を進めている。来年度、基本構想、基本計画を策定したいと考えているので、その際には県民、議員の皆様に丁寧に説明したい。

木下委員

その基本計画は、未来投資促進法、地域再生計画などを踏襲したもので考えているのか。

次世代産業幹

おっしゃるとおりである。

杉田委員

- 1 指定管理料の補填額は、どのようなエビデンスによって算出したのか。
- 2 今回三つの機器を導入するに当たり、ニーズ確認やアンケート等実施しているとのことだが、突出した機器を導入すべきと考える。民間の新商品開発に活用できるのか。

産業労働政策課長

- 1 補正予算の算出方法は、企画財政部が作成した指定管理者の損失等に係る補正予算算出の考え方に基いている。具体的には、指定管理者の収入減のうち利用料金減収分を補填対象としており、そのエビデンスは、休館や予約のキャンセル等で収入となるはずであった金額の積み上げによる。

産業支援課長

- 2 金属3Dプリンタは同様の装置を千葉県が保有するのみである。味覚センサは群馬県、栃木県、長野県が所有しており、現時点では余り普及していない機器を導入するものとする。金属3Dプリンタの導入により、これまで樹脂製3Dプリンタではできなかった金属製部品の試作を行えるようになる。

【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

渡辺委員

- 1 霞ヶ浦導水事業撤退について、仮に参画を継続した場合はどのようなデメリットが予想されたのか。
- 2 霞ヶ浦導水事業撤退に伴う特別利益の内訳を伺う。

水道企画課長

- 1 参画を継続した場合は、施設完成後から永続的に発生する維持管理費や施設更新費等の負担が必要になる。

財務課長

- 2 国庫補助金相当額の約25億8400万円と一般会計補助分の約23億8500万円である。

渡辺委員

参画を継続した場合の維持管理費と施設更新費はどの程度になると想定されたか。

水道企画課長

埼玉県の維持管理負担額は年間6000万円程度になると想定していた。更新費は施設により耐用年数が異なるため算出が難しいが、多額になることが予想される。

守屋委員

霞ヶ浦導水事業から撤退した理由は何か。

水道企画課長

八ッ場ダムが完成したことにより水利権の全量が安定水利権になったことが主な理由である。

守屋委員

霞ヶ浦導水事業撤退に伴う費用が今回の補正予算で計上されているが、今後更なる費用負担はあるか。

水道企画課長

今回の撤退に係る負担のほかには新たな費用負担はないことを確認している。

【付託議案に対する討論】

なし
